

# 前 文

## 認定制度制定までの経緯

日本音楽療法学会（以下本学会）は2001年に発足したが、その前身である、1995年に設立された全日本音楽療法連盟（以下連盟）は同年、音楽療法士養成のための二つの作業に着手した。

その一つは、全国の音楽大学などにおいて音楽療法士養成コースが設置され、音楽療法士が養成されることを意図した1996年カリキュラムガイドラインの作成であり、これは2011年に改訂され今日に至っている。二つ目は、その時点で多様な領域で実践を積み重ねている多くの本学会員を、音楽療法士として認定することであった。

そのため1996年6月に連盟音楽療法士認定規則を制定し、1996年12月から2003年3月までを暫定期間と定め、受験資格校の卒業生以外の会員を対象に資格認定を開始した。

その後2002年に受験資格校の設立数が不十分な状況にあるとして暫定期間を延長したが、2006年には2010年3月末日をもって暫定期間を終了することを決定した。その主たる理由は、暫定期間の延長は受験資格校で教育を受け認定された会員との間に公平さを欠くこと、また、暫定期間延長が音楽療法の水準を高めることに繋がらないということであった。

以後、日本音楽療法学会認定音楽療法士の資格は、本学会が音楽療法士受験資格校として認定した大学・専門学校を卒業して日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）資格を取得した者、および海外で音楽療法士資格を取得し、規定の臨床経験を積んだ者が面接試験に合格することにより取得することとなった。

## 新認定制度制定の理由と目的

2008年3月、音楽療法士を必要とする社会と音楽療法士資格を希望する会員の存在、音楽療法士受験資格校の量的不足および地域的偏りを理由とし、音楽療法士の質の更なる向上を図ることを目的として新たな認定制度の検討が開始され、2年間の検討の結果、日本音楽療法学会音楽療法士認定制度として従来の受験資格校で学び資格を取得する認定校コースに加え、新たに必修講習会コースが設定された。

## 必修講習会コースの対象と内容

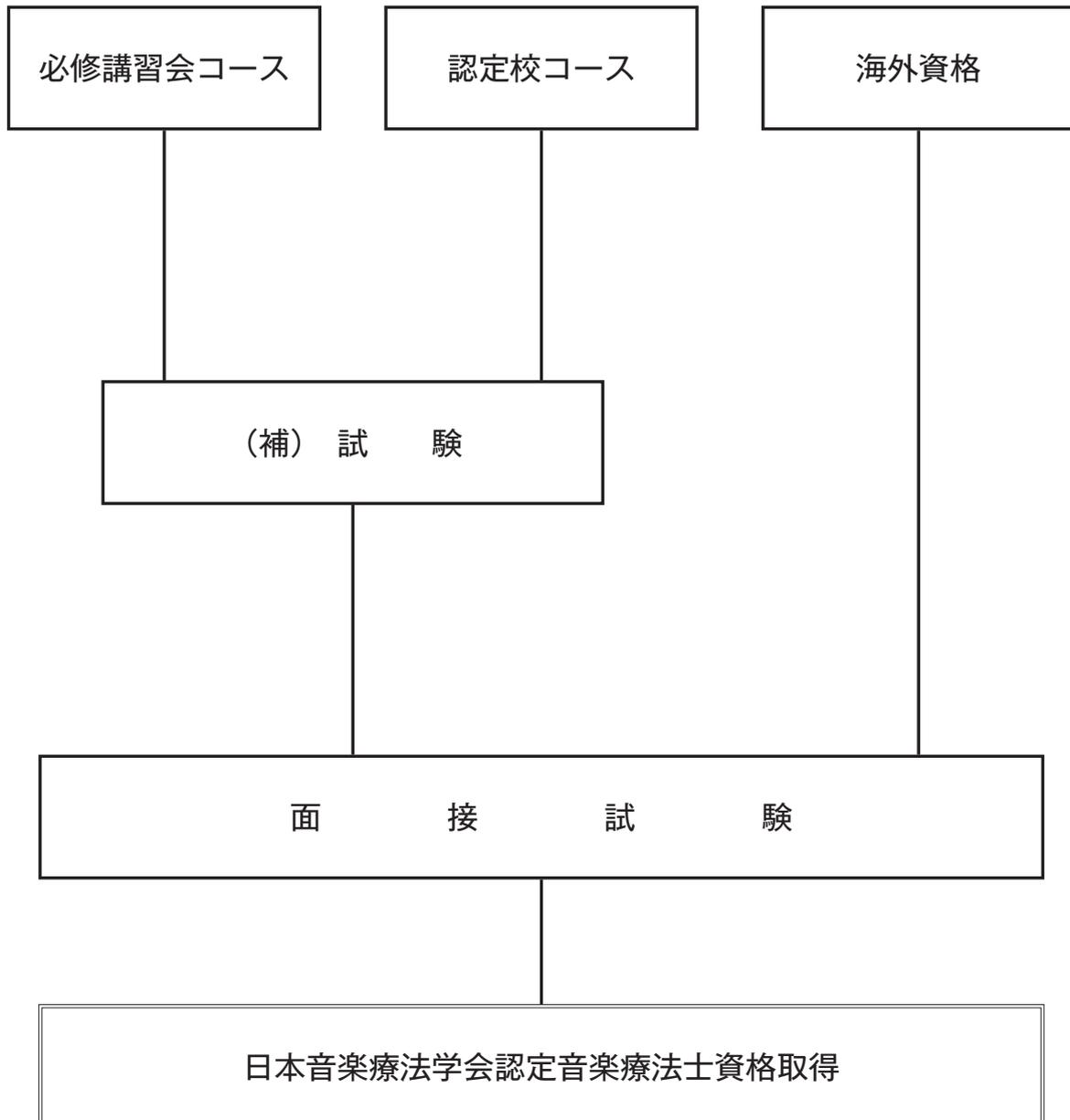
このコースの対象者は、他職種に在職中などの理由により受験資格校での履修が困難または不可能な者たちである。そして必修講習会コースを受講するには以下の項目を必須条件としている。

- ① 本学会正会員であること。
- ② 学校法人格を有する専門学校（2年以上）・高等専門学校・短期大学・大学のいずれかを卒業していること。
- ③ 5年間の臨床経験（音楽を使用した臨床経験2年を含む）を有すること。
- ④ 音楽試験（ピアノ実技、音楽理論）に合格すること。

必修講習会コースの内容は、本学会が主催する音楽療法士認定のための必修講習会において体系的な知識と技術を学び、さらに音楽療法関連分野18単位を取得するなどすべての必要条件を満たした者が、受験資格校で学んだ学生と同様に日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）試験を受験し、その後面接試験を経て日本音楽療法学会認定音楽療法士資格を取得するというものである。

現代社会において人々は、複雑な人間関係による困難、さまざまな障がい・疾病による苦しみ・痛みを抱えその解決を求めている。本学会の新しい認定制度により、社会の期待に応え得る質を備えた多くの音楽療法士が誕生することを期待する。

## 日本音楽療法学会認定音楽療法士 資格取得ルート



# 日本音楽療法学会認定音楽療法士 必修講習会コースの流れ

## 【1】必修講習会コース申請に必要な条件（P4～ P10）

- 1) 日本音楽療法学会正会員であること。
- 2) 学校法人格を有する専門学校（2年以上）・高等専門学校・短期大学・大学いずれかを卒業していること。専攻領域は問わない。
- 3) 臨床経験5年以上（音楽を使用した臨床経験2年を含む）を有すること。  
（但し3年でスタートし(補)の受験申請までに臨床経験を積み、合計5年となる場合も可とする）



## 【2】音楽試験（ピアノ実技と音楽理論）を受験し、合格する（P5）



## 【3】(補) 受験に必要な項目（P11～ P14）

- 1) 必修講習会を受講し、修了する。
- 2) 音楽療法関連分野（医学・心理学・福祉・教育）18単位を取得すること。
- 3) 臨床経験5年以上（音楽を使用した臨床経験2年を含む）を有すること。
- 4) 学会参加、研究発表、スーパービジョンの受講など、200ポイントを取得すること。



## 【4】日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）資格審査（筆記試験）を受験（P14～ P25）



## 【5】日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）資格取得（P26）



## 【6】日本音楽療法学会認定音楽療法士資格審査（面接試験）を受験

※詳しくは「日本音楽療法学会音楽療法士認定規則（面接試験）」を参照



日本音楽療法学会認定音楽療法士資格取得

## 【1】申請に必要な条件

- 1) 日本音楽療法学会正会員であること。  
必修講習会コース申請時点ですでに会員である者は、前年度の年会費を納めていること。申請と入会が同一年度の場合、その限りではない。
- 2) 学校法人格を有する専門学校（2年以上）・高等専門学校・短期大学・大学のいずれかを卒業していること。その専攻領域は問わない。
- 3) 臨床経験5年以上（音楽を使用した臨床経験2年を含む）を有すること。  
ただし、臨床経験3年でスタートし、日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）資格審査（筆記試験）受験申請までに臨床経験を積み、合計5年となる場合も可とする。そのうち、最低2年は音楽を使用した臨床経験必須。

### (1) 臨床経験とは

医療・教育・福祉・心理の現場において、対象者と直接かかわる経験を指す。この場合の臨床経験は、音楽を使用した臨床経験（例：音楽療法士、音楽教員、音楽レスナー、音楽を使ったレクリエーション指導など）に限らず、音楽を使用しない臨床経験（例：教師・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・医師・看護師・介護士・支援員・ガイドヘルパー等）も可とする。

\*一般演奏活動・訪問演奏活動や事務職などは、対象者と直接かかわる経験とはみなさない。

\*教員、保育士、社会福祉士、作業療法士、理学療法士などの資格取得のための実習は、臨床経験としては認められない。資格取得目的以外の臨床経験は認められる。

### (2) 臨床経験の数え方

12ヵ月に40日間以上行った場合に臨床経験1年と数える。

12ヵ月を待たずに40日に達しても、活動開始から12ヵ月経過したときに、臨床1年間と数える。なお、その活動を同日に複数の場所で複数回行って1日と数える。1日に行った活動の時間数は問わない。

12ヵ月以内に40日に達しない場合には、40日に達した月をもって1年間の臨床経験と数える。

※音楽を使用しない経験と音楽を使用した経験の期間が重なる場合は、どちらか一方の経験を選択する。

**例1** ガイドヘルパーの仕事を2月初めから毎週1回、1回2時間ずつ行った場合

11月には合計日数が40日に達するが、翌年の1月をもって臨床経験1年目とみなされる。臨床経験2年目以降も同様である。

**例2** ピアノレッスンを4月から月1回、1回につき5時間、10人を対象者に行った場合

対象者の人数や時間は関係なく、40日に達するのはレッスン開始3年後の7月になる。それをもって1年間の臨床経験とみなす。

**例3** 学童保育指導員を2010年4月～2014年3月まで、週3日行った → 音楽を使用しない経験

リトミック講師を2012年5月～2015年9月まで、月4日、1回につき3時間、3名を対象に行った → 音楽を使用した経験

この場合、2012年5月～2014年3月まで「音楽を使用しない経験」と「音楽を使用した経験」の期間が重なる。

5年6ヵ月の臨床経験のうち、2年1ヵ月分（2010年4月～2012年4月）を「音楽を使用しない経験」、3年5ヵ月分（2012年5月～2015年9月）を「音楽を使用した経験」として申請。

### (3) 証明書

どのような経験であっても、その証明書が必要となる。

必修講習会コース申請時点で提出する臨床経験の証明書はP8、P9を必要枚数コピーして使用する。必修講習会コース申請時に臨床経験年数が5年に満たない者、あるいは音楽を使用した臨床経験年数が2年未満の者は、日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）資格審査（筆記試験）申請時にP23、P24を必要枚数コピーして使用する。各所属機関独自の証明書を使用してもよいが、必要とされている記載項目を満たしているか確認する。期間と頻度の記載がない場合はP23、P24に自身で記入し、各所属機関独自の証明書の補足資料として提出する。記載項目の詳細はP8、P9、P23、P24を参照。

個人レッスンなどの場合は、生徒や生徒の保護者などからの署名・捺印で可。自認書は認められない。

音楽療法的臨床経験（P11参照）がある者は、P9で明示する。

## 【2】音楽試験（ピアノ実技と音楽理論）を受験し合格する

1) ピアノ実技試験の課題曲は下記のとおりである。この中から任意の1曲を選択し演奏する。繰り返しはしない。ただし3分を経過した場合は途中で止めることもある。暗譜でなくてもよいが簡略版楽譜の使用は不可とする。

選択した曲目の変更は不可とする。当日、選択していない曲を演奏した場合、不合格となる。

ソナチネ アルバム第一巻

第1番 ハ長調 作品20-1 第1楽章と第2楽章 クーラウ

第5番 ト長調 作品55-2 第1楽章と第2楽章 クーラウ

第9番 ハ長調 作品36-3 第1楽章と第2楽章 クレメンティ

2) 音楽理論試験は、[音名、音程、調性判断、移調、和音記号（四声体）、速度標語、発想標語等の基礎知識]を出題範囲とし、択一式の筆記試験で試験時間は40分とする。ドイツ音名は使用しない。

※音楽試験日程については別紙参照。

※音楽理論試験過去問題（第四期のみ・解答なし）の取り寄せを希望する場合、1,000円分の定額為替を同封の上、「音楽理論試験過去問題 請求」として学会事務局まで送付。

※申請書類 書式1を使用

### 【3】日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）受験に必要な項目

#### 1) 必修講習会受講

##### (1) 講習会の内容

必修講習会は、音楽療法概論14コマ、音楽療法各論20コマ、事例の書き方・研究17コマ、音楽療法技法A（音楽系）20コマ、音楽療法技法B（非音楽系）10コマ、音楽療法演習9コマの合計90コマからなる。

原則として、必修講習会の科目を一般教育機関での履修によって読み替えることはできない（学会が認定した科目は除く）。

講義の日程は別紙の必修講習会スケジュール参照。

##### (2) 事例作成のための音楽療法的臨床経験について

音楽療法的臨床経験がない、あるいは不足している場合、「事例の書き方・研究」の講座を受講することができないため、以下の文章を熟読されたい。

「事例の書き方・研究」では事例レポートの作成指導が行われる。そのため、「事例の書き方・研究」受講までに高齢者、障がい児・者などを対象とした音楽療法的臨床経験が必要となる。すでに「音楽を使用した臨床経験」が2年以上ある場合でも、「高齢者、障がい児・者などを対象とした音楽療法的臨床経験」がない者は、音楽療法士が行う音楽療法現場での実践経験をととして受講準備を行う必要がある。日数は15日以上。うち、5日までは見学でも可。最低5日以上は同一現場での経験が必要であり、この「5日以上」に見学を含んでもよいが、その場合、最低3日以上は実践経験が必要である。この15日の経験は、必須の「音楽を使用した臨床経験」2年以上の中にも含めることができる。

証明書の提出が必要であるが、必修講習会受講申請時に日数を充足している者は提出の必要がない。

**例1** A施設で5日間臨床経験：見学 → 2日、実践 → 3日

B施設で3日間臨床経験：見学 → 3日

7ヶ所の施設で各日1日ずつ：実践経験合計7日

**例2** A施設で9日間臨床経験：見学 → 5日、実践 → 4日

B施設で実践経験2日

C施設で実践経験4日

##### (3) 必修講習会の開催サイクル

必修講習会は2年サイクルで行われる。

##### (4) 受講順序

必修講習会は全90コマを日程表の順番に従って受講しなければならない（別紙参照）。途中からの参加はできない。

##### (5) 欠席の扱い

###### ①音楽療法各論以外

欠席は各科目のうち、1コマのみであればレポート提出とその合格をもって可とする。

ただし、科目の最終試験が行われるコマでの1コマ欠席は認めない。

2コマ以上欠席した場合は、同一サイクル内でその科目をそれ以降受講できなくなり、次期以降の講習会にて未受講部分を受講する。

**例1** 事例の書き方・研究1～4を欠席

→事例の書き方・研究5からの受講は不可能。次期以降の講習会で1から順番に受講。

**例2** 音楽療法技法B 1～2出席、3～6欠席

→次期以降の講習会で技法B 3から順番に受講。受講済みの技法B 1～2は次期以降の講習会でも有効。

## ②音楽療法各論

欠席はすべての領域（20コマ）のうち、1コマのみであればレポート提出とその合格をもって可とする。ただし、科目の最終試験が行われるコマでの1コマ欠席は認めない。同一領域で2コマ以上欠席した場合はその領域の受講はそれ以降できなくなるが、他の領域は受講が可能。

**例1** 障がい児・者1～3を欠席

→障がい児・者4・5の受講は不可能。次期以降の講習会で1から順番に受講。

他の領域（高齢者、リハビリ、精神科領域、緩和ケア・その他）は受講可能。

**例2** 高齢者3を欠席、レポートを提出して認められた → 高齢者4・5の受講は可能。

その後、精神科領域の3を欠席 → 精神科領域4・5の受講は不可能。他の領域（リハビリ、緩和ケア・その他）は受講可能。

\*例は第五期スケジュールに基づいて作成。

### (6) 遅刻・早退の扱い

認められる遅刻は講義開始20分までとする。それ以上の遅刻は証明書がある場合でも欠席扱いとなる。早退は特別な事情がない限りは認められない。

### (7) 講習会の申し込み、受講料については別表参照

### (8) 欠席および、脱講習会の返金

欠席する場合は文書（FAX可）にて学会事務局まで連絡する。欠席したコマ分の受講料の80%を返金する。

このサイクルでの必修講習会コースを脱会する場合も文書（FAX可）にて学会事務局まで連絡する。この場合の返金は、脱会の連絡をした時点以降の未受講分受講料の80%を返金する。

**無断欠席、無断脱会の場合は返金しない。**

### (9) 講座ごとのレポート、課題および試験

各講座の講義終了時にレポートや課題提出、あるいは試験が課せられる。試験は得点が60%未満の場合、不合格となり再試験を受験する。レポートや課題は講師が不可と判断した場合、再提出する。また、再試験受験料として2,000円、レポート再提出査読料としてレポート1本につき2,000円を徴収する。

レポートはメール添付にて提出する。提出方法は学会ホームページ「レポート提出方法」を参照。

特殊な課題（楽譜課題等）はレターパックなどの発送が記録される送付方法で送ること。

**締め切り日を過ぎてからのレポートや課題の提出は一切認めない。レポートや課題が不合格あるいは未提出の場合、その講座は不合格となり次期以降の講習会で再度受講する必要がある。**

### (10) 科目終了時の試験

各科目のすべての講座を受講終了すると、その科目の最終試験を受けることができる。最終試験がレポートとなることもある。試験が不合格の場合は再試験を受験する。再試験受験料2,000円を徴収する。再試験も不合格の場合は次期以降の講習会で再度受験し、合格する必要がある。すべての科目の最終試験、またはレポートの合格をもって受講が終了したことが認められ、必修講習会の修了証を取得できる。

## 2) 音楽療法関連分野（医学・心理学・福祉・教育）18単位の取得

音楽療法関連分野18単位については、各自で大学などの科目履修または、通信教育などで履修する。ただし、学校法人格を有する教育機関による単位に限定される。医学・心理学・福祉・教育の分野それぞれから最低2単位ずつの取得を必須とする。残りの10単位は4分野からどの科目を取得しても構わない。

本学会が設定したカリキュラムガイドライン11における音楽療法関連分野18単位として認められる科目は下記のとおりである。

医 学	医学概論：解剖・生理、治療学、症候学、チーム医療など 臨床医学各論Ⅰ：精神医学、心身医学、老年学など 臨床医学各論Ⅱ：小児学、内科学、リハビリ学、関連医学など
心 理 学	臨床心理学Ⅰ：心理学、面接法、心理テスト、行動評価、統計法を含む 臨床心理学Ⅱ：心理療法の諸理論と技法 発達心理学：(教育心理学含む)
福 社	社会福祉概論：福祉システム、関連法、児童・老人・地域福祉 介護概論
教 育	障がい児教育：(障がい学を含む)

卒業した専門学校（2年以上）・高等専門学校・短期大学・大学等で履修した科目が上記の一覧表のいずれかに該当する場合は、18単位に含むことができる。

履修済みの科目が上記科目に該当するかを確認する場合は、単位取得証明書\*を「18単位の確認希望」として事務局までFAXもしくは郵送で送る。返信には5業務日程度要するため、余裕をもって送ること。

なお参考として放送大学の講義概要のうち、音楽療法関連分野に該当する科目名は学会ホームページ参照。

**必修講習会開始までに単位取得を終えておくことが望ましい。**

\*教育機関によって証明書の名称が違う。履修した科目名と取得単位数が明記されている書類のこと。

### 3) 臨床経験5年以上（「音楽を使用した臨床経験」2年以上を含む）

※臨床経験についての詳細はP4、3)を参照する。

### 4) 学会参加など、200ポイントの取得

下記(1)~(4)のポイントに合わせて200ポイントを取得する。必修講習会に参加する以前および、会員になる以前に取得したポイントも200ポイントに含めることができる。

#### (1) 学術大会参加 (必須)

本学会および各支部の主催する学術大会参加 1日につき10ポイント

#### (2) 必修講習会以外の講習会受講

- ・本学会および各支部の主催する講習会の参加（レポート提出あり） 1コマ4ポイント
- ・本学会および各支部の主催する講習会の参加（レポート提出なし） 1コマ2ポイント
- ・本学会の認定する学術大会、講習会、研修会の参加（レポート提出あり）  
1コマ2ポイント
- ・本学会の認定する学術大会、講習会、研修会の参加（レポート提出なし）  
1コマ1ポイント

注1) 90分の講義を1コマとする。

注2) 「レポート提出あり」のポイントは受講成果が試験やレポート提出によって認定されたことを証明する主催者発行の証明書がある場合に限られる。

注3) 本学会の認定する学術大会、講習会、研修会とは、日本音楽療法学会「講習会・研修会・ワークショップ」などに関する認定規則に基づいて、学会支部もしくは学会本部が認定したものを指す。(例：受講証などにHAK-○○○○○と記載)

#### \*ポイントの計算例

本学会の認定する学術大会、講習会、研修会の参加（レポート提出なし）で受講時間が150分の場合。

$$150 \div 90 \times 1 = 1.666$$

小数点以下第2位を四捨五入する。よって1.7ポイントになる。

#### (3) 研究発表 (必須)

・本学会または各支部の主催する学術大会、講習会、研修会、公開ケース検討会での研究

- 発表（口演発表およびポスター発表） 1回ごとに100ポイント  
・本学会の認定する学術大会、講習会、研修会、公開ケース検討会などでの研究発表（口演発表およびポスター発表） 1回ごとに50ポイント
- 注1）口演発表およびポスター発表ともに筆頭発表者のみ発表者として申請することができる。
- 注2）本学会の認定する学術大会、講習会、研修会とは、日本音楽療法学会「講習会・研修会・ワークショップ」などに関する認定規則に基づいて、学会支部もしくは学会本部が認定したものを指す。（例：受講証などに HAK-○○○○○と記載）
- 注3）学術大会要旨集（抄録集）の発表者一覧部分と抄録部分のコピー、研究会が発行した発表証明書（原本とコピー）、抄録のコピーを添付する。  
第15回世界音楽療法大会での発表は必ず発表証明書を添付しなければならない。

- (4) スーパービジョンの受講（必須） 1回につき10ポイント  
1回1時間以上の個人的に受けたスーパービジョン3回以上
- 注1）スーパービジョンで獲得できるポイントの上限は50ポイントとする。
- 注2）ここでいうスーパービジョンとは、音楽療法セッションの時間を含まず、純粹にスーパーバイザーとスーパーバイジーの対面による事例などに関するやり取りに費やされている時間だけを指す。電話・メール・スカイプなどでのやり取りは認められない。
- 注3）スーパーバイザーは日本音楽療法学会認定音楽療法士の資格を取得した後、2回以上の更新を経ている者で学会発表や研究論文などの実績を有する者。
- 注4）スーパービジョン報告書は1回ごとに作成し、（補）申請時に提出する。

**【4】日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）資格審査（筆記試験）**

- 1) 日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）資格審査（筆記試験）  
日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）資格審査（筆記試験）（以下学会認定音楽療法士（補）資格審査（筆記試験））は年1回、日本音楽療法学会「カリキュラムに関するガイドライン11」に基づいて音楽療法科目を中心に、教科全般について実施される。
  - (1) 試験当日欠席または学会認定音楽療法士（補）資格審査（筆記試験）に不合格の場合は次年度以降受験することができる。
  - (2) 試験はマークシートを用いた多岐選択式問題100問と小論文。この小論文は日本音楽療法学会認定音楽療法士資格審査（面接試験）の口頭試問の対象となる。ただし、この小論文は同一年度の同資格審査（面接試験）受験時のみ有効である。
  
- 2) 学会認定音楽療法士（補）資格審査（筆記試験）の申請書・申告書  
学会認定音楽療法士（補）資格取得に際しては、申請書類書式2の日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）資格審査（筆記試験）申請書および申告書1～申告書5を提出し、受験する。
  - (1) 日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）資格審査（筆記試験）申請書
  - (2) 申告書1 【音楽療法関連分野の履修】 単位取得証明書添付
  - (3) 申告書2 【本学会および各支部主催の学術大会参加】 参加証明書添付
  - (4) 申告書3 【必修講習会以外の講習会受講】 受講証明書添付
  - (5) 申告書4 【研究発表】 発表証明書、抄録コピー等添付
  - (6) 申告書5 【スーパービジョン報告書】

※必修講習会コース申請時点で必要な臨床経験年数を満たしていなかった者は、臨床経験証明書を提出すること。

**※申請書類 書式2 を使用**

#### 【5】日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）資格取得

学会認定音楽療法士（補）資格審査（筆記試験）に合格した者は、「学会認定音楽療法士（補）資格」を取得できる。

「学会認定音楽療法士（補）資格」に有効期限はない。

学会認定音楽療法士（補）資格を取得した者は、認定音楽療法士資格審査（面接試験）を受けることができる。

認定音楽療法士資格審査（面接試験）については、「日本音楽療法学会 音楽療法士認定規則（面接試験）」を参照する。